

理事会規程

2015年3月24日 制定

2022年11月30日 改定

(目的)

第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会の理事会の運営に関する事項を定める。

(構成)

第2条

理事会は、すべての理事をもって構成する。

(開催)

第3条

理事会は、原則として2ヶ月に1回開催する。

(会場)

第4条

理事会の会場は、会長が指定する。

(招集)

第5条

理事会は、会長が招集する。

(議長)

第6条

理事会の議長には、会長があたる。

(理事会の成立)

第7条

理事会の成立は、理事の2/3の出席を要する。

(決議の方法)

第8条

理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもっておこな

う。

2 特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(付議事項)

第9条

下記事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 社員総会に関する事項
- (2) 役員、役員選挙に関する事項
- (3) 理事会に関する事項
- (4) 会員に関する事項
- (5) 各委員会の委員に関する事項
- (6) 各理事の担当業務および各委員会の業務に関する事項
- (7) 倫理に関する事項
- (8) 表彰に関する事項
- (9) 事務局に関する事項
- (10) 法令手続きに関する事項
- (11) 対外関係に関する事項
- (12) 規程の制定、改定、廃止に関する事項
- (13) 契約に関する事項
- (14) 予算に関する事項
- (15) 決算に関する事項
- (16) 財産に関する事項
- (17) 寄附に関する事項
- (18) 他学会からの協賛等に関する事項
- (19) その他、重要な会務に関する事項

(報告事項)

第10条

前条により承認された事項を理事が執行したときは、その結果について理事会に報告しなければならない。

2 会長、副会長及び業務執行理事は毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

3 前項を除き、理事が、理事及び監事の全員に対し、理事会で報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(理事以外の者の出席)

第 11 条

事務局長は理事会に出席しなければならない。ただし、代理を認める。

2 監事は1名以上が理事会に出席しなければならない。ただし、やむを得ない事情で理事会に出席できなかった場合は、後日に理事会配布資料及び議事録案の確認をもって、理事会への出席があったものとみなす。

(議事録)

第 12 条

理事会の議事録は、総務担当理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。

2 議事録は出席した会長および監事が、これに記名押印又は電子署名をする。

(改廃)

第 13 条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

2015年3月24日 制定

2016年5月17日 改定

2017年7月14日 改定

2022年11月30日 改定

以上